

臼杵市産業・雇用促進事業補助金



市内中小企業の成長促進及び市民の積極的な雇用促進を図るため、付加価値額の向上に取り組む中小企業者の設備投資や雇用に係る経費に対し補助金を交付します。

補助対象者

以下の要件を全て満たす事業者

1. 市内において1年以上製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む事業所を有する中小企業者であること。
2. 市内の事業所において付加価値額※向上に取り組むための設備投資等を実施予定であり、申請時と比較して3年後に9パーセント以上の付加価値額向上が見込める事業計画を有していること。
※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
3. 申請時において本市から税が賦課されており、完納していること。

補助対象経費

付加価値額向上に取り組むための設備投資等

- 機械装置費（整備費、設置工事費、運搬費等、機械装置等の導入に不可欠な経費を含む。）
- システム構築費
- 事業所改修費

新規雇用した労働者に対する人件費（雇用保険の被保険者であること）

令和6年1月1日から12月31日に新規雇用した労働者（臼杵市民に限る。）に支払った給与・賃金。
（3ヶ月分以上支払われている場合に限る。手当等は除く。）

補助率 上限

補助率：補助対象経費の1/2以内
上 限：150万円

補助率：補助対象経費の1/2以内
上 限：1人あたり10万円（5人まで）

申請方法

以下の書類を揃え、期限までに提出してください。
（申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。）

- 補助事業採択申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 事業計画書に関する確認書（様式第3号）
- 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第4号）
- 経営状況が確認できる書類（直近3年の決算書、確定申告書等）の写し
- 事業内容が確認できる書類（見積書、写真、カタログ等）の写し
- 市税完納証明書

申請の際には、臼杵市ホームページに掲載している募集要項を必ずご確認ください。
提出していただいた事業計画書等をもとに外部審査員による審査会を実施します。
（申請者が直接、外部審査員からの質疑応答に答えていただく場を設けます）